

- ①地方公共団体は、個人情報ファイルに記録されるデータ項目等について公表(国によるポータルサイトの構築も検討)
- ②利活用事業者等は、作成組織に対して非識別加工情報の作成・提供に関する提案を実施
- ③作成組織において、②提案内容について、利用目的や適正管理等の内容を審査
- ④作成組織より、地方公共団体に対し、②提案に対応する個人情報の提供を要請(書面において、利活用事業者・利用目的・適正管理等を明示)
- ⑤地方公共団体は、④を受けて個人情報の提供を判断し、提供(提供の際、作成組織に独自の措置は要求しない)
- ⑥作成組織は、必要に応じて、地方公共団体から提供されたデータの形式等を整理
- ⑦作成組織において、非識別加工情報を作成(地方公共団体から提供を受けた個人情報ファイル毎に匿名加工を実施)
- ⑧利活用事業者等に対して、非識別加工情報を提供(作成組織と利活用事業者間の契約において、非識別加工情報の二次流通の制限等、適正な利用を確保)

